

「電子公告規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和2年11月2日から同年12月1日まで、「電子公告規則の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、2件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の内容及び御意見に対する考え方を、別紙のとおり公表します。

また、今回の意見募集の対象とはならない事項についての御意見については、今後の制度改正等を検討するための参考とさせていただきます。

なお、この意見募集に係る省令案は、別紙のとおり一部修正の上、「電子公告規則の一部を改正する省令」として、令和2年12月21日（月）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	行政手続の押印廃止であり賛成である。	賛成意見として承ります。
2	押印（又は署名）の廃止に反対である。	<p>本件改正は、本年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、電子公告規則において、調査機関に対して押印を求めている手続について、他の手段によって調査機関の申請意思等を確認することが可能であるので、調査機関の押印を不要とする改正を行うものです。</p> <p>※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。</p> <p>御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

なお、検討の結果、省令案に、施行日前の様式について、当分の間、これを取り繕って使用できるよう、必要な経過措置を設けるための修正を行いました。